

## 第22回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H21.8.3(月)13:38 - 14:40

場所：議事堂 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）、事務局

資料：第22回議員提出条例に係る検証検討会事項書

**資料1** これまでに議決された計画に係る議会におけるチェックについて

**資料2** 当該条例の立案過程において、議決対象として想定された20本の計画の選定経緯について

### 議事概要

委員：第22回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

前回の検討会では、検証対象である「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」に関する政策法務レポートについて、事務局から説明を聴取した。

また、委員各位の質疑の後、私から本日討議していただきたい論点を例としてお示した。

本日は、最初に、事務局に指示した事項について説明を聴取した後、各論点に対する各委員の意見を表明していただき、委員間の討議を行っていきたいと考えている。

まず事務局からの説明であるが、前回の検討会における委員からの質疑に基づき、私から事務局に次の2点について調べるよう指示をした。1点目は、これまでに議決された計画について、議会においてどのようなチェックが行われてきたかについて、2点目は、条例の制定当初、議決対象として想定された計画20本は、これまでどのように策定されているかについてである。事務局から説明させる。

### （事務局説明）

委員：先程の説明に対する質問も含め、前回の検討会において資料として示した論点に対する意見を伺いたい。これまでにこの条例に基づいて4本の計画が議決されているところである。また、各委員会では所管事項として説明等が行われているものだが、議案として審議されることに意義があるのかということである。

私から示した論点としては、次の観点から出したものである。すなわち、1.（対象となった計画案については）議案として審議されたことにより、十分に審議されたと言えるのか、2. 議会が中長期的な視点から計画案を審議するというこの条例の趣旨は、十分に活かされているか、の2点である。

委員各位の意見はいかがか。

委員：論点2について、5年超の計画が条例上、議決対象とされているが、執行部は5年以内の計画とすることで逃げているのではないか。執行部は、重要な計画について、議会で議論され、中身のある充実したものにしていこうという姿勢があったのかが問題である。5年以内のものは対象外とされているところであるが、そこで議決すべきものとしてどのようなものがあるのか、うまく出してもらえたら、県民の立場に立って議論すべきものとして、それらを(議決対象に)入れることができるのではないか。そのように議論できると思われる。

委員：この条例に基づく議決対象となる計画は5年超とされているが、なぜ5年なのかについて説明いただきたい。

事務局：この条例制定時には、主として計画期間10年程度の長期総合計画を基準に各計画が策定されており、5年以下の計画については重視されなかったということである。

委員：5年について、特に根拠がなかったと理解している。今回、改めて国際化推進プランについて調べてみたが、執行部はこのプランを策定の後、国際化推進指針を策定した。しかし、この国際化推進指針は広く知られていないものである。これについて、この指針は4年のものであるので、広く議論が行われなかった、すなわち議決を必要とする計画でないと、計画がみんなのものになりにくい。この年数規定については、検討する大きな要素と思われる。

委員：この条例制定時に20本の計画を抽出したところであるが、結果的に4本の計画が議決されたところである。

事務局：この条例の制定時にすでに策定されていた計画について、[資料2](#)の3の 及び についてはこの条例による議決を要する計画とし、 については個別の条例においてその計画の策定又は変更に際して議決を要すると改正したものである。その結果、この条例に基づいて議決された計画は、[資料1](#)に示すとおり4本である。

委員：本来であれば議決対象とされていたが、外れた計画もあるということだが。

事務局：[資料2](#)において抽出された20本の計画の中で、3の に挙げられたものは、議決対象となると想定されたが、結果として議決対象とならなかったものである。これらについては、例えば、国際化推進プランについては国際化推進指針として策定されたが計画期間が4年となったこと、21世紀三重情報化社会推進プランについては、三重県IT利活用の基本方針として平成17年6月に策定されたが計画期間が3年となったことなどがあり、条例制定当時には5年超となると想定されたが、ならなかったというものがある。

委員：三重の文化振興方針に基づいて、新県立博物館基本計画が策定された。この文化振興方針は、その計画期限も明記せず出されてきたものである。さらに、文化審議会が策定した計画であるが、このような(県が策定した訳ではない)もの

扱いや位置付けをどうすべきかを議論する必要がある。審議会が作ったものであるから、県の計画ではないという意見もある。

事務局：新県立博物館基本構想のベースとなった文化振興方針についてのことが。

委員：文化振興方針は、知事が文化審議会に諮問し、それについて審議会が答申し、それを県の計画としたものである。(文化振興方針は)県の策定した計画である。

文化振興方針の計画期間は分からないか。

事務局：文化振興方針の計画期間については、今承知していない。

委員：以前頂いた資料によると、三重の文化振興方針は、平成20年3月策定、計画期間なしとなっている。文化は不滅、永遠であるということか。

事務局：条例上で議決対象であるか否かの議論に際して、議決すべき計画としては5年超とされているが、計画期間のないものについても議論があったかと思われる。

委員：三重県立病院改革プランは、3年間の計画期間とされている。これについて議論はされたものであるが、このプランについて議会が承認するとの議論はない。それは議会に議決権がないためである。このようなものについてどう位置付けるかが問題である。単に年数規定だけでは整理できない。

委員：前回、議決対象となる計画の要件について、他県の例の調査結果を聴取したが、総合計画を議決対象とする県においても、一定の年数規定を決めているところもあり、決めていないところもある。

この条例に対する評価についてであるが、総合計画については議決後も本会議で多く取り上げられている。一方、新エネルギービジョンについては多く取り上げられていない。これはやはり総合計画については関心も高く、すべてのセクションが関わるものであり、県民への影響も大きいためだろう。他方、新エネルギービジョンや科学技術振興ビジョン、教育振興ビジョンなどは、地域性や関心度に差があり、タイムリーと言うか時宜にに応じているかということにより、取り上げられることが少ないのではないか。例えば、教育基本法など法令が改正されるなどして世論が高まったなどの背景があると取り上げられるということがあるかとも思われるが。

従って、総合計画については県民の関心が高いものであるので議決対象とするのは当然と考える。その他のものについては、計画期間が5年超とするのがいいのか、対象を広げるという前提で他県を参考とすると、4年あるいは3年とすることも考えられる。しかし、そうすると議決対象となる計画が増えることも視野に入れなければならない。このことについて、議論する必要があるのではないか。

委員：議決対象とする計画の範囲についての議論かと思われるが、その前にもう少しこの条例の評価について、座長案の論点に基づいて(委員の)ご意見を伺いたい。

委員：資料2の3の について、これらの計画について議決対象とするため個別の条例が改正されたということであるが、これは条例を新たに制定するときに設けたものなのか、あるいは条例を改正して設けたものか。

事務局：男女共同参画推進基本計画など既に策定されていた計画について、その計画の基となる条例を改正して議決対象としたものである。

委員：計画は執行部が策定するものである。それを議決対象とするよう、個別条例の改正を議会から執行部へ依頼するものなのか。

事務局：この議決条例の附則において、すなわち議提議案で、個別条例を改正して議決対象としているものである。

委員：今後策定される計画が増え、議決対象とされる計画も増えていくものなのか。

事務局：今後執行部において、計画が増えていくのかその状況は分からない。総合計画はさておき、それ以外の計画すなわち条例第2条第2号に該当する計画は、今後、時代に即して新たに策定されるものが出てくるだろうと思われる。それらを含めて、条例上どのような計画を対象とすると規定するのか、ご議論いただく必要があるかと思われる。

委員：年数規定だけではない、別の観点が必要と考える。例えば企業庁の民営化について、議会はいつそれを承認したのかとよく地元で尋ねられる。個別の問題、例えば水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に関して申入れを行うことはあっても、その方向についていつどこで決められたのかを考えると、そのような方向の会議が重ねられて流れていく、そのような執行部の姿勢に巻き込まれていると思われる。県の事業として行われていることが、議決もなしでなぜ民営化できるのか。やはり議決すべき計画は、年数ではなく中身で、その歴史的経過や県民に与える影響など別の観点を設けて、対象とするべきである。

委員：そのような県民の関心などの観点を、いかにして条例に書き込むかが問題である。

委員：この検討会においては、議決条例について議論しているが、議会は、すべての条例について検証を行っていかなければならない。大きな条例ほど出来上がってしまうと議論にならないものであるが、せめて議提議案については検証していこうと取り組んでいるところであると認識している。この検証していく中で、議決対象とする計画の線引きについて、システムを作っていかなければならない。計画の検証は個々の議員に課されていることであるが、議会として議決の対象とするべきか否かを定めるシステム作りについて、議論を集中していかなければならないと考える。

委員：この検討会で議論すべきは、この条例の中身をどのように評価し、必要であればどこまでの計画を議決の対象とすることを見直すことであると認識している。他の条例について検証するものではない。

総合的な計画については、もちろん議決対象とすべきであるし、例えば戦略計画についてどうするかという議論はあるだろう。地方へ行くとローリング方式というか、結果や実績を踏まえて計画を少しずつ修正していくというものがある。県行政の基本的な施策に係る計画については、年数規定はやはり必要と考える。その上

で、県政にとって大事な計画を議決の対象として議論すべきである。やはり、総合計画以外の個別の計画であって議決を要するものについて、見直さなければならない。その線引きをどうするかが問題だ。法令によって策定が義務付けられているわけではなく、三重県独自で策定した計画について、新県立博物館基本計画などはどうするか、あるいは予算を伴うわけではなくその基となる三重の文化振興方針など、個別の条例を策定するなど何か良い方法はないか。また、総合計画については議決対象とするようどこかで入れなければならない。

委員：この検討会における議論の進め方として、次の3点に分けるのがよいと考えている。すなわち、1点目として、議決対象の計画はすべて5年超のものとされているが、これでよいのか。見直す場合、何年が適当で、その根拠は何か。2点目として、戦略計画は4年間の計画期間であるが、議決の対象とすべきか否か。3点目として、総合計画以外の計画について、議決の対象とすべき計画とはどのような性格のものか。

この3点に分けて議論を進めることでよいか。

委員：他県の例を見ると、総合計画については年数規定を設けないものが多い。これらのように、私の意見としては、総合計画については年数規定を設けないで、総合計画以外の計画については年数規定を設けるべきと考える。

委員：新県立博物館基本計画などは重要な計画であるが、県民しあわせプランに盛り込まれていない。あるいは企業庁の民営化、水力発電事業の民間譲渡などもそうである。総合計画又は個々の計画などと定義をして整理すべきというわけではないが、耳障りの悪い計画は議会の承認なく走っていくということになりかねない。やはり、重要なものなど計画の性格で、整理する必要がある。

委員：条例第2条第1号は総合計画を、第2号は県行政の基本的な施策に係る計画を対象としている。何を基本計画とするかは平成12年12月の当時の第4回検討会で決めており、そこでは7つの要件のものを除いて、残ったものを県の基本計画としている。その後は、対象を加えようとする会議は持っていないということではないか。本来なら、議会が毎年あるいは定期的に対象となる計画を決めなければならなかったのではないか。三重県立病院改革プランは、突然出てきたという印象がある。

委員：そもそも三重県立病院改革プランは5年超の計画期間ではなかった。なお、議決対象となる計画の整理は、あくまで平成12年に条例を制定するために行ったものである。

委員：水力発電事業の民間譲渡も、三重県立病院改革プランも3年で逃げられた。

委員：年数規定は設けても逃げられるので、その計画が議決対象に該当するか否かを洗い出す仕組みが必要なのではないか。

委員：年数規定も含めて線引きについて議論していくべきと考える。総合計画はすべて議決対象とし、その他の計画については年数規定について検討すべきとする

意見もあれば、年数規定ではなく計画の中身で整理すべきとする意見もある。

委員：議決対象であるか否かを整理するための仕組みは必要である。

事務局：前回の検討会で政策法務レポートにおいて他の府県の例を紹介したが、その中には、議決するかどうかの判断の場として、例えば執行部が5年を超える計画が来年度5本あると説明し、それを議決対象とするか否かを議会運営委員会や代表者会議に諮る、としているところもある。

委員：代表者会議で判断してほしいと条例に書くのか。

事務局：条例上に、細かい手続的なものまで規定するのは難しいと思われる。

委員：代表者会議と書くのは難しいと思うが、書き振りは検討する余地があるかと思われる。

委員：水力発電事業の民間譲渡について議会は検討会を設けて議論した。博物館についても(それなりの)場を設けて議論した。

委員：水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議については、議会基本条例第14条に基づいて検討会を設けたものである。

委員：検討会やその他の場を設けて議論することで、かなりのものをカバーすることができる。この条例の趣旨は達成できると思われる。

委員：水力発電事業の民間譲渡については、売却を前提としてその条件について議論したものである。売却については議会の意思としてもそのような方向であった。しかし、新県立博物館の建設については、このようなものが必要であると議会で議論されたが、その議会の意思が反映されているのか判断する場がなかった。予算案などもそうであるが、全体として提出されるので個別について修正するのは現実的には難しい。そのような仕組みとなっている。

委員：水力発電事業の民間譲渡については、議会の意思としても譲渡すべきとしており、その際の条件について議論したものである。他方、県立病院改革については、そもそも民営化すべきと言ったのは議会であると知事は言い出したが、議会の意思として、民営化について最終報告としてまとめられていない。両者は議論の内容が異なる。

委員：議員の中には、水力発電事業の民間譲渡について反対という者もいたかもしれない。それが明らかになる手続きになっていない。

委員：水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向け、議会の総意として知事に提言したものである。

なお、次回議論していただきたい論点としては、次の3点と考える。すなわち、1点目、総合計画についてはすべてを議決対象とするか、2点目、5年超という年数規定は短くするか、3点目、年数規定の議論とは別に、議決すべきものはどのようなものと整理するかである。

委員：議決は大事だが、県の計画で重要なものについて、知事側はスタッフも多く整合性を持って提出してくるものである。それに対して議会が議決をして責任を負う

ということについても、議論をしないといけないと考える。執行上の責任は知事が負うものである。議決をすればよいという議論にはならない。

委員：議会としては議決した責任は当然担うものである。ただし、その責任をどのように取るかというのは、別の議論であると言えるのではないか。

委員：議会は、県民しあわせプランを議決したが、どのように責任を取るのか。そこまで議会として責任が問われるものなのか。

委員：議会は議決した責任を負うが、執行の責任については別である。

委員：先程発言したが、議決したことに対する責任は、議決した後にその計画をどのように検証していくかということで、執行についての責任を担保するべきと考える。

委員：それは、県政報告書で検証するものだろう。

委員：議決することには大きな意義がある。それは、当初想定された計画が20本であるのに対し、実際に議決された計画が4本であることが証左である。場合によっては、議決するものだからということで知事部局が総論的なものにしたものがあるかもしれない。20本が4本になったという程度のプレッシャーを与えたのだと認識される。

委員：資料2の3～は、議会が議決すべき計画としている。教育振興ビジョンなどは、偶然変更がなかったので議決されていないというだけのものである。しかし、だけがすり抜けたということになる。は、それぞれの計画は個別の分野であるが基本的なものであり、ここに挙げられたその観点は間違っていなかったと思われる。総合計画は当然であり、それ以外のその他の計画はこの20本を基本にして議決の対象とするよう何かを捉えたらいい。こういうものであるとの内部資料で整理するのもよいかと思われる。

委員：これらの20本の計画について、違う形に引き継がれたのか等を調査する。計画の年数が短くなったのか、それとも別の計画にすり替わったのか。

事務局：了解した。

委員：それでは、本日はここまでとする。

次回は、総合計画はすべてを対象とするのか、年数規定はどうするか、年数規定以外の基準でも議決すべきものがあるか、を中心の論点として議論することとしたい。それでよいか。

(「よい」の声)